

# 放置されている危険な老朽家屋の解体費を補助

所有している空き家や空き地の悩みは市や県の相談窓口を活用してください

少子高齢化の進行で、全国的に空き家や空き地が増加しています。市に届く苦情件数も、近年増加傾向です。苦情の多くは、老朽化による屋根などの崩落、雑草の繁茂など、管理されていないことによるもの。空き家や空き地の管理は、所有者や管理者の責任です。近隣住宅や通行人に被害が出たときは、損害賠償を請求されることがあります。

市は、老朽家屋の解体費を補助したり、空き家の相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

## 老朽危険家屋の解体補助

市は、老朽危険家屋（住宅）を解体する費用を補助します。補助は原則、同じ敷地内で1回限り。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外です。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



- 補助金額 解体費用の2分の1、上限45万円まで
- 対象建築物 次のすべてに当てはまる建築物  
▷周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽量鉄骨の住宅▷床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物▷所有権以外の権利が設定されていない建築物▷地方公共団体などの所有権がない建築物▷公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対象でない建築物
- 補助金受取までの流れ ①市都市計画課へ相談②同課で内容を確認、現地調査③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出④交付決定後、解体工事⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る

【問】同課建築係 (☎ 77・8544)

## 空き家・空き地の相談

### □市生活環境課

除去費用への補助金、シルバー人材センターによる空き家管理業務などを紹介しています。詳しくは市公式サイトで確認してください



### □県空き家活用サポートセンター

空き家になる建物を減らそうと、県が開設している空き家活用サポートセンター「イエカツ」。空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。相談料は無料です。相談方法など詳しくは「イエカツ」の公式サイトを確認してください。

●相談電話番号 092・726・6210（平日、午前9時～午後5時）

【問】市生活環境課環境係 (☎ 77・8485)



## 「住まえるバンク」に空き家を登録しませんか

市は、登録された中古住宅を市公式サイトで公開して、住まい探しを支援する「住まえるバンク」を実施しています。多くの物件を紹介したので、空き家を所有して売却や賃貸を考えている人は、ぜひ登録をお願いします。詳しい制度の内容は、市公式サイトで確認してください



い。申請書や登録カード、登記事項証明書など登録に必要な書類も公式サイトで確認できます。

●登録条件 ▷住宅であること▷不動産事業者と媒介契約をしていること（媒介契約をしていない場合は、住まえるバンクの登録不動産事業者を紹介します）

【問】市企画課企画係 (☎ 77・8423)



「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」の実現へ

## やながわ福祉プロジェクト

福祉サービスを利用しやすい  
仕組みづくり

安心安全な暮らしを支える  
体制づくり

誰もが気軽に参加できる  
環境づくり

今回のテーマ

## 私たちに求められる「合理的配慮」

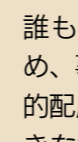
来年4月に障害者差別解消法が施行され、事業者による障がい者への合理的配慮が義務化されます。AさんとBさんの会話から私たちに求められている「合理的配慮」を解説します。

【問】市福祉課障がい者福祉係 (☎ 77・8514)



Aさん

来年4月に法律が施行されたら私たちにどんな影響が出るの？



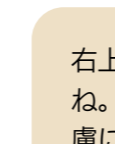
Bさん

誰もが暮らしやすい社会を目指すため、事業者による障がい者への「合理的配慮の提供」が義務化されるのが大きなポイントだよ



Aさん

「合理的配慮」って具体的にはどんなことに配慮すればいいの？



Bさん

右上に具体例をいくつか挙げておくれ。ただし、これ以外にも合理的配慮に該当するものがあるんだ。難しく考える必要はなく、「どうして困っているか」を相手に寄り添って考えることが大切だよ。対応などに困ったときは、右の内閣府のサイトを参考にしよう。市福祉課に相談することもできるよ

## 合理的配慮の具体例を一部紹介

車いすのまま着席したい



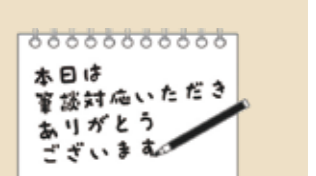
難聴のため筆談希望。弱視のため細い字や小さい字は見づらい



車いすのまま着席できるようにスペースを確保



太いペンで大きく字を書く



## 対応の参考になるサイト

- 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」
- 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集」



## Pick up! 4月から開庁時間中は柳川庁舎に手話通訳者を配置

市は音が聞こえにくい人の各種手続きをサポートするため、専任の手話通訳者を福祉課内に配置しています。4月からは市役所の開庁時間中、常に配置しているので、安心して来庁してください。もちろん大和庁舎や三橋庁舎へも派遣できます。派遣を希望するときは事前に市福祉課へ連絡してください。

【問】同課障がい者福祉係 (☎ 77・8514)

市役所内で困っていることがあれば、どの窓口にも通訳に行きます。また、事前に申請すると病院や銀行などへも派遣で行くことができます。詳しくは市福祉課へお尋ねください

